

(仮称)地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について

概要

災害発生時における応援復旧などに協力的な地元事業者及び他の企業の模範となる優秀工事施工業者を対象に、一般競争入札の対象となる工事(予定価格1千万円以上)のうち、予定価格2千万円未満の土木一式及び舗装工事について、指名競争入札により発注する。

目的

- 1 自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理など、地域のインフラの担い手となる建設業者を育成・確保する。
- 2 地域の企業の技術力の向上や社会貢献への意欲を高め、他の模範となるような優秀な工事施工業者を育成する。

具体的な内容

- ・市内事業者のうち、市内に重機等を保有し、災害発生時及び応急復旧時等の緊急時において、市の要請に応じ迅速に対応できる事業者が、安定した経営状況を維持するには、平常時から市の発注する工事を受注しやすい制度を導入することが必要である。
- ・他の模範となるような優秀工事施工事業者として優秀な工事を施工した事業者に対して優先的に発注する制度を導入することで、市内の事業者のモチベーションの向上・質の良い工事の増加につながると考えられる。

以上のことから、災害対応協力実績のある事業者または、優秀建設工事表彰の受賞実績のある事業者が市の発注する工事を受注しやすい入札制度として、災害対応協力業者及び優秀工事施工事業者を対象とした指名競争入札を実施する。

金額の設定

上限額については、朝霞市建設工事等入札参加資格等に関する規則において、格付がD級の事業者が参加することができる発注標準額が2千万円未満となっていることから、格付がD級の事業者にも参加資格を与えるため、2千万円未満とする。

朝霞市事後審査型一般競争入札実施要綱において、1千万円以上の工事は一般競争入札としているが、1千万円という金額については、法律の定めはなくこの要綱で定めているものである。

資料2

(仮称) 朝霞市地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱（案）

令和4年3月 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、自然災害等への対応や社会基盤の適切な維持管理の担い手となる市内の建設業者を育成・確保することを目的とし、地域社会への貢献及び他の模範となる優秀工事の施工実績（以下「地域貢献等」という。）を評価することにより、その取組みの一層の拡大を図るため実施する「地域貢献企業育成型指名競争入札」（以下「地域貢献企業入札」という。）を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（資格要件となる地域貢献等）

第3条 地域貢献企業入札における資格要件となる地域貢献等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域社会への貢献として、風水害等の緊急災害時において過去5年以内に、朝霞市の要請に基づき、災害応急復旧活動に協力した実績を有すること。
- (2) 他の模範となる優秀工事の施工実績として、朝霞市優秀建設工事表彰要綱（令和2年2月26日要綱第21号）に基づく優秀建設工事表彰（土木部門）の受賞歴を有していること。

（地域貢献企業入札の対象工事）

第4条 地域貢献企業入札により入札を行うことができる対象工事については、予定価格が1,000万円以上2,000万円未満の土木一式工事及び舗装工事の中から朝霞市工事請負業者等指名委員会が選定するものとする。

（地域貢献企業入札の対象件数）

第5条 地域貢献企業入札により入札を行うことができる対象件数は、各年度、概ね5件程度とし、指名委員会において決定する。

（指名対象となる業者）

第6条 地域貢献企業入札において指名対象となる業者は、朝霞市内に本店または支店を有し、朝霞市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に土木工事または舗装工事の登録があること。

（工事の格付および指名業者数）

第7条 地域貢献企業入札における業者の指名については、前2条各号の要件を満たす業者の中から指名委員会が指名するものとし、工事の格付及び指名業者数は問わないものとする。

（指名競争入札に係る例規の適用）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域貢献企業入札の実施に関する事項については、朝霞市契約規則、朝霞市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則、朝霞市公共

工事等電子入札運用基準、朝霞市競争入札心得書、朝霞市建設工事等競争入札参加資格者格付要領及び朝霞市建設工事等指名業者選定要領の規定の例による。

(その他)

第6条 地域貢献企業入札を試行するにあたって、この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料4

入第 55号
令和2年 4月30日

各部主管課長
企業局財務課長
病院局経営管理課長
下水道局下水道管理課長
教育局財務課長
警察本部施設課長

} 様

総務部入札課長

令和2年度 地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行について（通知）

入札契約制度の改善につきましては、日頃格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、入札課では、地域の守り手企業を各地域で成長させ、県民の安心・安全を確保するため、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」を令和2年2月1日から試行しております。

令和2年度においても、試行の主旨を御理解の上、下記のとおり試行をお願いします。なお、貴部（局）内の関係各課所につきましては、貴職から周知をお願いします。

記

1 対象業者

県と災害防止活動等の協定等^{*1}を締結し、かつ、県との工事完成実績^{*2}又は除雪契約実績^{*3}がある建設業者

※1 埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）評価項目イ（ア）による協定等とし、国、市町村、県機関（県関係公社等）との協定等は対象外

※2 過去5年度から公告日までの間に県との請負契約により工事を完成させた実績。工事の工種（土木・舗装等）は問わない。

※3 ガイドライン評価項目コ（イ）による除雪契約実績（再委託契約を含む）とし、国、市町村、県機関（県関係公社等）との実績は対象外

2 対象工事

地域機関で発注する^{*4}建設業法別表第一の「土木一式工事」

※4 埼玉県財務規則 別表第2所長の項に掲げるものに係る支出負担行為を行う工事（設計金額1億5千万円未満）

3 入札執行方法

価格競争方式で執行する一般競争入札（事後審査型）

また、「一定の技術力を持つ企業を限定とする建設工事の一般競争入札の試行」との併用は行わないものとします。

4 試行件数の目安

令和2年度に公告する「2 対象工事」の2割程度を目安としてください。
ただし、工事の内容により試行が困難な場合はこの限りではありません。

5 地域要件設定の特例

埼玉県一般競争入札参加条件設定ガイドラインの「4 地域要件設定の基本ルール<ルール1>」について、本試行においては特例として、応札可能業者を「10者以上」とする。

6 入札公告に記載する入札参加資格

埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱様式第1号の記載例

1 入札対象工事	
(1) 工事名 ～ (6) 業種及び工事分類名 (7) その他	省略 本工事は、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」を試行する工事である。 なお、「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」の入札参加資格については、資格審査時に以下の各資料等により確認する。 ア 県との災害防止活動等の協定等※ ¹ に該当する以下のいずれかの書類 (ア) 自社が加入している団体が協定を締結している場合 当該団体が発行する、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、令和元年度以降に発行されたもの (イ) 企業単体で協定等を締結している場合 当該協定書（登録証等を含む）の写し イ 県との工事完成実績※ ² 又は除雪契約実績※ ³ に該当する以下のいずれかの書類 (ア) 平成27年4月1日から公告日までの間に、県との請負契約により工事を完成させた実績を証する書面（工事完成結果及び工事成績評定結果通知書、コリンズの工事カルテなど） (イ) 過去2年度間（平成30年度、令和元年度）に、県との除雪契約実績（再委託契約を含む）を証する書面（契約書、発注者の承諾書の写しなど）

※1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.14（以

	<p>下、「ガイドライン」という。) 評価項目イ(ア)による協定等とし、国、市町村、県機関(県関係公社等)との協定等は対象としない。</p> <p>※2 工事の工種(土木・舗装等)は問わない。</p> <p>※3 ガイドライン評価項目コ(イ)による除雪契約実績とし、国、市町村、県機関(県関係公社等)との実績は対象としない。</p>
	省略
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1)建設業の許可 ～ (8)現場代理人	省略
(9)その他の参加資格	<p>「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」における入札参加資格</p> <p>(1) 県と災害防止活動等の協定等を締結していること。</p> <p>(2) 過去5年度から公告日までの間に県との請負契約により工事を完成させた実績を有すること、又は過去2年度間に県との除雪契約実績を有すること。</p>
	ア～サ 省略

7 入札参加資格の確認方法

(1) 県との災害防止活動等の協定等の確認

落札候補者から、協定書等の写しを提出してもらい確認してください。

なお、協定が「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録」の場合は、危機管理課ホームページで登録企業・事業所一覧の情報と照合してください。

(2) 県との工事完成実績の確認

落札候補者から工事完成結果及び工事成績評定結果通知書、コリンズの工事カルテなどを提出してもらい、当該資料と入札審査課の業者情報管理システム(業者管理で落札候補者を検索/落札候補者の業者詳細・工事/業種別契約台帳)の落札候補者のデータを照合し入札参加資格を確認してください。

なお、当該試行で求める実績のほか、工事を施工する上で必要な施工実績(入札公告11(6))が重複する場合は、審査書類を二重に提出させる必要はありません。

(3) 県との除雪契約実績の確認

落札候補者から契約書、発注者の承諾書の写しなどを提出してもらい、分野別ポータルの建設管理課/建設管理課TOP/総合評価方式に関する資料/総合評価方式データ集/除雪契約実績で落札候補者の入札参加資格を確認してください。

データベースに無い場合は、落札候補者から提出された資料に記載の発注機関

に確認してください。

8 入札参加者への周知

発注事務所においては、別添の「お知らせ」の掲示などを行い入札参加者への周知をお願いします。

また、当該試行案件については、公告時に「お知らせ」を添付し入札参加者への周知をお願いします。

9 その他

本試行の入札参加者は現場に近く地域に精通しており技術力も高い傾向にあることから、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第15条第2項を適用する工事においては、下位等級区分の業者の参加も御検討ください。

担当 企画・公共調達改革担当
長森、大野
電話 048-830-2723、2734

資料5

藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領

制定 平成20年10月1日

改正 平成21年 7月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する公共工事等の入札参加者に係る地域社会への貢献度及び優良工事の施工実績等（以下「社会貢献実績等」という。）を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、この市が実施する受注希望募集型競争入札（以下「公募型入札」という。）における入札参加者の資格に社会貢献実績等の要件を付して行う入札（以下「実績等評価型入札」という。）の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる社会貢献実績等)

第2条 実績等評価型入札における資格要件となる社会貢献実績等については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害時等の地域貢献（この市に係る災害時の応急措置に関するこの市と締結した協定等（入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していること又は過去3年間にこの市に係る災害時における緊急対応作業実績を有していること。）
 - (2) 優良工事の施工実績（過去2年間にこの市が発注した1件当たりの請負金額が130万円以上の同種工事で工事成績評定が75点以上の元請施工実績を有していること又は過去5年間にこの市の優良建設工事表彰の受賞実績を有していること。）
- 2 契約担当課長は、前項の規定により資格要件となる社会貢献実績等の事項について、実績評価型入札を行う公共工事等案件（以下「工事等」という。）の規模、施工箇所及び内容に応じ、その種類、範囲又は内容の詳細を定めることができる。

(実績等評価型入札の対象)

第3条 実績等評価型入札の対象については、原則として前条第1項各号

に掲げる社会貢献実績等を評価することが妥当と認められる工事等とする。

(公募型入札の実施要領の適用)

第4条 この要領に定めるもののほか、実績評価型入札の実施に関する事項については、藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領（平成13年3月30日制定）の規定の例による。

(その他の細目)

第5条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

資料①

朝霞市公共施設等総合管理計画の追補について

見直しの経緯

○国からの要請

「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（総務省/R3.1.26）」

- ・令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うことを要請
- ・記載すべき事項等の提示（必須事項、記載が望ましい事項）

○公共施設等適正管理推進事業債の活用

平成29年度から令和3年度までとされていた、公共施設等適正管理推進事業債の発行期間の延長

- ・公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業であることが、適用条件

内容の確認

○総務省通知による“記載すべき事項”と本計画との突合

1. 必須事項

事項	現計画の記載箇所
① 基本的事項	
計画策定年度及び改訂年度	表紙
計画期間	第3章1-2(P39)
施設保有量	第2章「4」(P17)
現状や課題に関する基本認識	第3章1-2(P40)
過去に行った対策の実績	<u>記載なし</u>
施設保有量の推移	第2章4-1、4-2(P18-P30)
有形固定資産減価償却率の推移	<u>記載なし</u>
② 維持管理・更新等に係る経費	
現在の維持管理経費	第2章「3」図2-6,2-7(P13)
施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み	第2章4-3(P34)
長寿命化対策を反映した場合の見込み	表2-41
対策の効果額	
③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等）に係る方針	第3章「4」(P46-P55) ユニバーサルデザイン化(P43)
全般的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針	第3章「2」(P40-P42) 第5章(P62-P64)

2. 記載が望ましい事項

事項	記載箇所
① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標 管理目標 品質、コスト、施設総量	第3章 3-3(P44-P45)
②施設類型（道路、学校、病院等）ごとの管理に関する基本的な方針	第4章(P56-61)
③地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	第3章「2」(P41-42) 第4章「3」(P61)
④保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	第3章「4」4-6(P51)

3. 団体の状況に応じて記載する事項（記載が望ましい事項）

事項	記載箇所
①広域連携の取組	第5章「3」(P63)
② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方	記載なし

見直しの考え方

○本計画の管理基本方針の目標値（本計画 p45 記載）は現状のまととする。

- ・長寿命化対策（4.7 億円／年の減）
- ・維持管理費縮減（1.2 億円／年の減）
- ・延べ床面積縮減（3.9 億円／年の減）

○総務省の定める「必須事項」のうち、本計画に記載のない、「過去に行った対策の実績」及び「有形固定資産減価償却率の推移」について巻末の資料編に追記する。

○3. 団体の状況に応じて記載する事項の②について、まずは市有施設の検討を優先することから、今回は記載を見送る。

○個別施設計画あさか FM アクションプランや課名などについて、現状の名称に修正する。

朝霞市公共施設等総合管理計画

持続可能な公共施設をめざして



平成 28 年 3 月
(令和 4 年 3 月追補)
朝 霞 市

目 次

はじめに	3
第1章 この計画について	4
1 計画策定の背景	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象範囲	6
4 用語解説	8
第2章 公共施設を取り巻く現状と将来の見通し	10
1 市の概要	10
2 人口の推移	11
3 財政状況	12
4 公共施設の現状と課題	16
5 課題の整理	36
第3章 公共施設等の管理基本方針	37
1 計画の理念と概要	37
2 取組のための体制	40
3 管理基本方針	42
4 維持管理方針	46
5 規模の適正化方針	52
第4章 施設類型ごとの管理方針	56
1 建物系・プラント系の管理方針	56
2 インフラ系の管理方針	59
3 土地の管理方針	61

第5章 継続した取組に向けて	62
1 方針の定期的な見直し	62
2 周知と合意形成	62
3 広域的な連携	63
4 今後の取組に向けて	63
おわりに	65
資料編	66
朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会	66
朝霞市市政モニターアンケート調査結果	69
公共施設等のマネジメントに関する取組状況	79
有形固定資産減価償却率の推移	81

資料編 公共施設等のマネジメントに関する取組状況

朝霞市では、本計画の対象である、各施設（学校施設、クリーンセンター、市庁舎や公民館などの一般的な公共施設、道路、下水道など）においても個別施設計画を順次策定しました。ここでは、本計画策定（平成 28 年 3 月）から令和 2 年度までの、個別施設計画における主な取組状況や公有財産のマネジメントに関する取組状況を示します。

1 個別施設計画における取組状況

計画名	策定時期	これまでの主な取組状況
朝霞市公共施設等マネジメント実施計画	令和 3 年 2 月	実績なし
朝霞市学校施設長寿命化基本方針	令和 2 年 3 月	朝霞第五中学校 外壁及び屋上防水改修工事
朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画	令和 2 年 3 月	各施設の定例整備工事及び延命工事（ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック類処理施設、あき缶資源化施設）
朝霞市道舗裝修繕計画	令和 2 年 3 月	舗裝修繕工事 計 814m
朝霞市公園施設長寿命化計画	平成 27 年 3 月	都市公園長寿命化対策工事（13 公園） 遊具更新工事（16 公園）
朝霞市橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年 3 月改訂	橋梁改修工事（3 橋）
朝霞市歩道橋長寿命化計画	平成 31 年 3 月改訂	歩道橋改修工事（2 橋）
朝霞市水道事業耐震化計画	平成 23 年 11 月	配水管布設替え 7.63km
朝霞市水道事業基本計画	平成 24 年 3 月	配水管布設替え 9.06km 配水管布設 2.37km 泉水・岡浄水場の各種機械・電気設備改修
朝霞市下水道ストックマネジメント計画	令和 2 年 2 月	カメラ調査 約 20km 管路点検 約 15km

2 公有財産のマネジメントに関する取組状況

○建物維持管理マニュアルの作成

本計画の第3章「4 維持管理方針」に位置付けられた「建物維持管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を平成28年に作成しました。施設管理者は、マニュアルに基づき、定められた点検項目及び点検方法によって、定期点検(年1回)を実施し、その点検結果を活用して建物の劣化状況を把握します。これにより異常個所を早期発見し、適切な処置をすることで、故障などによる住民サービスへの悪影響や業務の支障、災害や事故を未然に防ぐとともに、長期的な視点から修繕に必要な費用を最小限とするよう取り組んでいます。

また、施設管理者等を対象に、マニュアルを活用した施設点検の研修を定期的(年1回)に開催し、適切な建物維持管理に向けたノウハウの共有や意識向上を図っています。

○除却

使用しなくなった建物を取り壊すことで、建物の維持管理費削減に取り組んでいます。

平成28年度 憩いの湯 2531.97 m² 除却

平成29年度 猪苗代湖自然の家 1922.82 m² 除却

平成30年度 旧朝霞第四小学校 8104.33 m² 除却

旧幸町放課後児童クラブ 66.25 m² 除却

○貸付

市の財源確保のため、市政運営に影響のない公有財産を有償で貸し付けることで、公有財産の有効活用に取り組んでいます。

平成30年度 施設内の空きスペースを自動販売機設置事業者に貸付(3年間)

129台 年額41,957,322円(令和2年度実績)

令和元年度 旧朝霞第四小学校用地を民間事業者に貸付(50年間)

29,592 m² 年額119,424,000円

○新電力の導入

平成28年に電力供給が全面自由化となり、公共施設に新電力を導入することで、維持管理費(電気料)の削減に取り組んでいます。

新電力導入施設数(令和2年度末現在)

高圧 市庁舎、小中学校など 38施設

低圧 市民センターなど 26施設

資料編 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産について、耐用年数に対して、資産取得時から経過した年数の比率を表します。比率が高いほど、老朽化が進んでいくことを示します。

有形固定資産減価償却率の推移

年度	有形固定資産減価償却率
平成 27 年度	6 9. 1 %
平成 28 年度	7 0. 1 %
平成 29 年度	6 9. 7 %
平成 30 年度	6 9. 5 %
令和元年度	6 9. 5 %

有形固定資産減価償却率算定式

$$\text{減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

※土地等の非償却資産：事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品の合計

朝霞市公共施設等総合管理計画

～持続可能な公共施設をめざして～

発 行 : 朝霞市 平成 28 年 3 月

(令和 4 年 3 月追補)

編 集 : 朝霞市総務部財産管理課

〒351-8501 朝霞市本町 1-1-1

電 話 : 048 (463) 1111 (代表)

FAX : 048 (467) 0770

電子メール : zaisan_kanri@city.asaka.lg.jp

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について (令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知)

資料③

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項

※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費
- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

資料④

公共施設等総合管理計画の見直しについての各市の状況（R3.11聴き取り）

	志木市	新座市	和光市	所沢市	上尾市	富士見市
担当	秘書政策課	政策課 公共施設マネジメント推進室	資産戦略課	経営企画課	施設課マネジメント担当	公共施設マネジメント課
実施年度	R3、	R3	R3	R2 改定済み	R2 改定済み	R2 改定済み
見直しの方法について	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 施設保有量は時点修正を実施する予定。 各種決算額・人口などの推移については、計画の結論が変わるものもあることから変更しない。 個別施設計画に記載してある事項でも再掲することで考えている <p>※R5に第5次新座市総合計画策定に合わせて、全面改訂する予定であるため今回は最小限の改定とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 施設保有量、各種決算額や人口等の推移についても時点修正を行う。 個別施設計画に記載してある事項を再掲するのか、参考させるのかは検討中である。 <p>※個別施設計画が5年毎に見直しそととなっていて、今年がそのタイミングであり、個別施設計画の更新作業中であるとのこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画をベースに「必須事項」の追加で対応する予定である。 施設保有量、各種決算額や人口の推移などについて、時点修正は行っていない。 個別施設計画に記載してある事項は、個別施設計画を参照する方法としている。 <p>・R3.1.26通知で示された事項について、記載していないものも一部ある。 個別施設計画内に記載してあることや考え方の説明などで対応している。 ※個別施設計画をR2に策定のため、並行して総合管理計画も改定をした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存計画をベースに「必須事項」を追加した。 施設保有量、各種決算額や人口の推移などについて、時点修正は行ってない。 (上尾市は経費削減を目標としているため、時点修正をして目標額が変わってしまう恐れがあったため、今回は時点修正なし) 記載必須事項の内、効果額について総合管理計画には記載していない（個別施設計画には記載あり） →今後、指導が入れば記載を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画全体を改定 過去決算額や今後の見通しについても時点修正を行ったため、目標額も変わった（富士見市の場合は、経費削減目標） 	
改定業務の委託の有無	無し	無し	無し	無し	無し	委託 (個別施設計画の策定と合わせて実施)
議会住民対応	見直し後、議員に配布することで検討中	予定はなし。各種計画の改定一覧に掲載する程度で検討中	個別施設計画の更新にあたり、パブコメを実施した。 議会報告は、総合管理計画の見直しについては実施せず、個別施設計画策定においては、実施した。	個別施設計画の策定と並行して改定したため、同時にパブコメを実施した。 個別施設計画に関しては議会報告を実施した。	パブコメ実施 改定後、議会報告実施	パブコメ実施 改定前に個別施設計画と合わせて、議会説明実施

第3次朝霞市環境基本計画（案）について（概要）

1 計画策定の背景と現況（第1章 P 1～P 2 6 参照）

地球温暖化対策や持続可能な開発目標（SDGs）など、新たな環境問題を提起するとともに、前計画の取組みと成果を検証するほか、市民アンケート（市民、中学生、事業者）等における市民の環境意識を踏まえ、課題の整理を行った。

2 計画の基本的事項（第2章 P 2 7～P 3 2 参照）

本計画は、第5次朝霞市総合計画を環境面で相互に整合・補完するものであること、「市」、「市民・市民団体」、「事業者」がパートナーシップの考え方により共通の目的を実現していくものと位置付け、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

3 計画の目標と施策の方向（第3章 P 3 3～P 4 0 参照）

前計画での取り組みや理念を継承し、市民意見や第5次朝霞市総合計画を踏まえ、望ましい環境像を定めるとともに、その実現に向け、4つの環境目標と12の個別目標、29の実施施策を設定し、関連するSDGsと重視すべき視点を定めた。

《望ましい環境像》

みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞

4 施策の展開（第4章 P 4 1～P 9 2 参照）

「自然と人との共生」、「快適な生活環境の確保」、「脱炭素・循環型社会の推進」、「パートナーシップによる環境活動の推進」の4つの環境目標において、それぞれ個別目標ごとに現状と課題、実施施策を掲載するとともに、施策に関連する環境指標と市民等の「環境配慮行動」を定めた。

5 地球温暖化対策実行計画（第5章 P 9 3～P 1 1 5 参照）

地球温暖化対策に市全体で取り組んでいくことを目的として、計画策定が努力義務（温対法）とされている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、第3次環境基本計画の地球温暖化対策分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、国の地球温暖化対策計画の終期に合わせ、令和12年度までの9年間とした。

《温室効果ガス排出量削減目標》

2030年度までに2013年度比 46パーセントの削減を目指します。

6 気候変動適応計画（第6章 P116～P121参照）

気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことができるまちを目的として、計画策定が努力義務（気候変動適応法）とされている気候変動適応計画を策定し、第3次環境基本計画の気候変動適応分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、環境基本計画の計画期間に合わせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

7 計画の推進（第7章 P122～P124参照）

計画の進捗状況は、個別目標ごとに設定している環境指標に基づいて管理する。
計画の進捗状況の把握及び評価は、朝霞市環境審議会で行う。